

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中央区の住民基本台帳における令和7年2月1日現在の総人口は187,556人であり、平成10年以降増加基調で推移している。また、区内の各企業・商店・事務所等に通勤する人々等を合わせた昼間人口は、令和2年の国勢調査によると633,390人であり、これに商用・社用・観光等で一時的に区内に入り込む人々を加えると膨大な数になると思われる。

本区は、江戸開府以来商いのまちとして、多くの来街者を呼び込む飲食・小売業のほか、繊維・衣類の卸売業、地場産業である印刷・製本業、広告・デザイン、ファッション、情報サービス業などの創造的産業、経済機能の中核である金融・証券業など多彩な産業が集積している。令和3年経済センサス-活動調査によると、事業所数は34,203、従業者数は773,854人といずれにおいても東京23区の中でトップクラスを誇る。面積としては約10 k m²と決して大きくはない区の中で旺盛な事業活動が日々展開されており、地域経済の発展のみならず、日本を代表する商工業の中心地として、国全体の経済を牽引する役割を担っている。

また、全事業所の中でも従業者数100人未満の中小事業所が全体の約94%を占めており、中小企業の発展、地域産業の振興は本区の重要な施策となっている。今後到来する少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるためにも、生産性の優れた設備の導入により、区内中小企業の労働生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内中小企業者の生産性向上を図ることを目指す。これを実現するための目標として、年30件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

令和5年度の中央区商工業融資制度の実績を見ると、設備資金の融資実行件数が52件あり、その30%が導入促進基本計画の要件に該当し、認定を取得するものと想定する。加えて新規申請を月に1件程度見込み、合計年30件の計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本区には多種多様な産業が集積しており、導入する先端設備等の種類も多岐にわたることが想定される。これを踏まえ、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定される先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本区の中小企業は、産業の中心地である日本橋・銀座・築地をはじめとして、区内各地域に存在している。これを踏まえ、広く事業者の生産性向上を促す観点から、本計画の対象区域は区内全域とする。

（2）対象業種・事業

本区には多種多様な産業が集積しており、これらほぼ全てが地域経済の活性化を支えている。これを踏まえ、広く事業者の生産性向上を促す観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、業務の自動化、IT技術の活用による業務の効率化等、多様なものが想定できる。これを踏まえ、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は、本計画を国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 区は先端設備等導入計画を認定した事業者に対し、計画の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。